

埼玉県告示第九百五十号

告 示

埼玉県都市公園条例（昭和三十六年埼玉県条例第三十八号）別表第二第一号の知事が別に定める額は、次の表の上欄に掲げる公園の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額とし、令和八年四月一日から施行する。

令和七年十二月二十三日

埼玉県知事 大野元裕

公 園 名	金 頓	知事が別に定める額に千分の三・五を乗じて得た額
大宮公園（さいたま市大宮区寿能町及び堀の内町並びに見沼区大和田町地内を除く。）	一八二、九〇九円	六四〇円
戸田公園	一三七、八八八円	四八二円
上尾運動公園	五五、八〇八円	一九五円
秋ヶ瀬公園	二〇、八五三円	七二円
北浦和公園	二七〇、四二八円	九四六円
さきたま古墳公園	一〇、三六五円	三六円
森林公園緑道	四五、六六〇円	一五九円
久喜菖蒲公園	三九、五三三円	一三八円
所沢航空記念公園	一五四、三三三円	五四〇円
しらこばと公園	二四、〇〇〇円	八四円
大宮公園（さいたま市大宮区寿能町及び堀の内町並びに見沼区大和田町地内に限る。）	六五、六五五円	二二九円
こども動物自然公園	三八、九〇〇円	一三六円

秩父公園	八、三六四円															
羽生水郷公園	六、二〇〇円															
吉見総合運動公園	九、八四一円															
さきたま緑道	六、〇〇〇円															
みさと公園	三八、三〇〇円															
荒川大麻生公園	六九、六五三円															
川越公園	五〇、〇〇〇円															
和光樹林公園	一三七、〇〇〇円															
熊谷スポーツ文化公園	一〇、一七〇円															
北本自然観察公園	一四、四〇二円															
加須はなさき公園	一二、六〇〇円															
新座緑道	五六、三三三円															
吉川公園	一五、七三三円															
花の里緑道	八六、一三三円															
彩の森入間公園	一二、〇〇三円															
埼玉スタジアム2002公園	一二六、七五〇円															
狭山稲荷山公園	六三、三六〇円															
まつぶし緑の丘公園	一九、一六六円															
越谷公園	三三一、二六六円															
春日部夢の森公園	二二一、二六六円															
権現堂公園	一五、五七五円															

備考 知事が別に定める額に千分の三・五を乗じて得た額は、一平方メートルに

つき一月当たりの額とする。